

## 指名停止措置の概要

商号又は名称	(株) 大林組
所在地	東京都港区港南 2-15-2
指名停止の期間	令和 8 年 4 月 28 日から令和 8 年 6 月 24 日まで
指名停止の理由	<p>上記者は、代表構成員を務める共同企業体で施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設工事（東工区）」（山梨県富士川町）において、令和 6 年 10 月 4 日に発生した労働災害に関し、労働基準監督署に事実と異なる説明を行い、事故の状況を虚偽陳述した。このことが、労働安全衛生法に違反するとして、令和 8 年 3 月 24 日に簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。</p> <p>このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。</p>
該当する措置要件	大町市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領別表第 22 号（その他）
備考	